

メトロポイントクラブ会員規約

第1条

本規約の目的

- 1 本規約は、東京地下鉄株式会社(以下「東京メトロ」といいます。)が運営・提供するメトロポイントクラブサービス(以下「本サービス」といいます。)の内容及び適用条件等に関する基本的事項を定めるものです。
- 2 本規約に定めのない事項については、PASMOに関する取扱いは株式会社パスモのPASMO取扱規則等に、運送等に関する取扱いは東京メトロの旅客営業規程、ICカード乗車券取扱規則等によるほか、To Me CARDの規約、特約等によるものとします。

第2条

定義

- 1 「メトロポイント」:東京メトロが、会員に対して、第10条及び第11条に基づき付与するポイントをいいます。また、これを「メトポ」と呼ぶことがあります。
- 2 「会員」:本規約に同意し、東京メトロが承認した者をいいます。(第10項に定める「To Me CARD 会員」を含みます。)
- 3 「会員サイト」:本サービスの会員登録等のために東京メトロが運営する、パソコン向けサイト及びスマートデバイス向けサイトをいいます。
- 4 「会員情報」:本サービスの利用を希望する者が、第3条の会員登録時に東京メトロに届け出た内容及び会員が第16条の定めに従って変更した内容をいいます。
- 5 「メトロポイント口座」:メトロポイントを記録する口座をいいます。ただし、To Me CARD 会員限定ポイント受取用仮想口座は含みません。
- 6 「PASMO」:株式会社パスモが発行する、金銭的価値等を記録することができるICチップを内蔵するカード等(一体型カードを含む)をいいます。
- 7 「小児用PASMO」:PASMO取扱規則に規定する小児用PASMOをいいます。
- 8 「SF」:PASMO取扱規則に規定するバリューをいいます。
- 9 「To Me CARD」:東京メトロがクレジットカード会社と提携して発行するクレジットカード「Tokyo Metro To Me CARD」をいいます。
- 10 「To Me CARD 会員」:To Me CARDの規約、特約等を承認のうえ、To Me CARDの入会を申し込み、入会を認められた者をいいます。
- 11 「To Me CARD 会員限定ポイントサービス」:To Me CARD 会員のみを対象としたメトロポイントのサービスをいいます。
- 12 「To Me CARD 会員限定ポイント受取用仮想口座」:To Me CARD 会員限定ポイントサービスによって付与されるメトロポイントを記録する口座をいいます。
- 13 「チャージ専用ポイント」:メトロポイントのうち、利用方法がSFへの変換に限られるメトロポイントをいいます。
- 14 「券売機」:東京メトロの駅に設置する、本サービスへのPASMOの登録、変更を行う機能及びポイントをSFへ交換する機能等を搭載した多機能券売機及びICチャージ専用機をいいます。
- 15 To Me CARDの退会及び他のTo Me CARDへの入会を一定の期間及び条件のもとで行うことを「切替入会」と言い、「切替入会」によりTo Me CARDを発行することを「切替発行」といいます。

第3条

会員登録

- 1 本サービスの利用を希望する者は、本規約に同意の上、会員サイトの新規登録フォームより、会員登録するものとします。
- 2 会員登録は、個人のみが行うことができます。法人その他の団体の会員登録を行うことはできません。
- 3 会員登録は、会員サイトの新規登録フォームに入力された内容を、東京メトロが承認した時点で有効となります。
- 4 東京メトロは、登録された会員情報等に基づき、会員への必要事項の連絡や本サービスの提供等を行います。

第4条

口座開設

- 1 東京メトロは、前条の会員登録を行った者に対して、メトロポイント口座を開設し、本サービスの利用に必要なメトポお客様番号、WEBパスワード及び駅パスワードを記載した電子メールを、登録されたメールアドレスに送付します。
- 2 東京メトロは、To Me CARD 会員に対して、To Me CARD 会員限定ポイント受取用仮想口座を開設します。
- 3 会員資格は、メトロポイント口座又は To Me CARD 会員限定ポイント受取用仮想口座(以下「メトロポイント口座等」といいます。)が開設された時点で、発効します。
- 4 東京メトロは、第1項に規定するメトポお客様番号、WEBパスワード及び駅パスワードを本サービスの利用を希望する者に通知するための電子メールが、入会希望者に届かず、かつこれについて東京メトロが債務不履行責任又は不法行為責任を負う場合、東京メトロに故意又は重大な過失がある場合を除いて、東京メトロの賠償責任は会員に現実に生じた通常の損害に限りその責を負うものとし、自己が予見すべきであったか否を問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益については責任を負いません。
- 5 東京メトロは、正当なメトポお客様番号と各種パスワードを使用した手続・操作等について、会員本人が行ったものとみなします。

第5条

メトポお客様番号の設定

- 1 メトポお客様番号は、会員登録時の電子メールに記載されている10桁の番号をいいます。本サービスの利用時及び会員の管理等に必要な番号であり、変更はできません。
- 2 To Me CARD 会員に対しては、To Me CARD 会員を識別するための To Me CARD お客様番号が自動的に設定されますが、本サービスを利用するには、第3条の会員登録を行い、メトポお客様番号を設定する必要があります。

第6条

WEBパスワードの設定・管理

- 1 WEBパスワードは、メトポお客様番号1つにつき1つ設定される、会員サイト利用時の本人確認をするための文字列をいいます。
- 2 WEBパスワードは、東京メトロが初期設定しますが、東京メトロ所定の方法により、会員自らがWEBパスワードの変更をすることができます。
- 3 WEBパスワードは、他人に知られることのないよう、必ず会員本人が管理してください。
- 4 前各項は、第3条に定める会員登録を行っていない会員には適用されません。

第7条

駅パスワードの設定・管理

- 1 駅パスワードは、メトポお客様番号1つにつき1つ設定される、券売機で本サービスを利用する時に本人確認をするための番号をいいます。

- 2 駅パスワードは、東京メトロが初期設定しますが、東京メトロ所定の方法により、会員自らが駅パスワードの変更をすることができます。
- 3 駅パスワードは、他人に知られることのないよう、必ず本人が管理してください。
- 4 前各項は、第3条に定める会員登録を行っていない会員には適用されません。

第8条

PASMOの登録

- 1 会員は、東京メトロが別に定める方法により、本サービスにPASMOを登録することができます。なお、当該登録を行うには、第3条に定める会員登録が必要です。
- 2 登録できるPASMOは、会員本人が保有するPASMOに限ります。
- 3 メトポお客様番号1つにつき、登録できるPASMOは1枚までです。同時に複数のPASMOを登録することはできません。
- 4 小児用PASMOを登録する場合、会員情報として保護者情報の登録が必要です。

第9条

To Me CARDの登録

- 1 会員は、会員サイトにおいて、本サービスにTo Me CARDを登録することで、To Me CARD会員限定ポイントサービスを利用することができます。なお、当該登録を行うには、第3条に定める会員登録が必要です。
- 2 登録できるTo Me CARDは、会員本人が保有するTo Me CARDに限ります。
- 3 メトポお客様番号1つにつき、登録できるTo Me CARDは1枚までです。同時に複数のTo Me CARDを登録することはできません。
- 4 本サービスに登録されたTo Me CARDの登録が解除された場合、再度登録するまでの間、To Me CARD会員限定ポイントサービスは利用することはできません。

第10条

メトロポイントの付与

- 1 東京メトロは、別に定める付与基準により、メトロポイントをメトロポイント口座に付与するものとします。
- 2 前項のほか、東京メトロが実施するキャンペーン等により、メトロポイントを付与することがあります。
- 3 付与されるメトロポイントは、チャージ専用ポイントその他用途及び期間が限定されたメトロポイントとなる場合があります。
- 4 前3項の付与基準等は、会員サイトその他の東京メトロが運営するウェブサイト、印刷物等の告知により定めるものとします。
- 5 乗車に係るメトロポイントの付与は、東京メトロが別に定める場合を除き、会員が本サービスに登録したPASMOで交通機関を利用するとき、改札機等による入出場を行った際にSF残額から引き去られる運賃に東京メトロ線の運賃が含まれる場合が付与対象となります。
- 6 会員が、PASMOの登録等必要な手続きを行わなかったことにより、メトロポイントが付与されなかった場合、東京メトロが債務不履行責任又は不法行為責任を負う場合、東京メトロに故意又は重大な過失がある場合を除いて、東京メトロの賠償責任は会員に現実生じた通常の損害に限りその責を負うものとし、自己が予見すべきであったか否を問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益については責任を負いません。
- 7 東京メトロは、付与基準を改定することがあります。

第11条

To Me CARD 会員限定ポイントサービスによるメトロポイント

- 1 東京メトロは、To Me CARD 会員限定ポイントサービスによるメトロポイントについては、前条第 1 項に関わらず、To Me CARD 会員限定ポイント受取用仮想口座に付与するものとします。
- 2 To Me CARD 会員限定ポイント受取用仮想口座に記録されたメトロポイントは、第 9 条の To Me CARD の登録 (To Me CARD の再発行・切替発行により登録解除された場合における再登録を含みます。)若しくは第 20 条の To Me CARD の切替登録を行うことで、メトロポイント口座に翌日以降自動的に移行され、照会・利用することができます。なお、メトロポイント口座に移行されたメトロポイントを、To Me CARD 会員限定ポイント受取用仮想口座に戻すことはできません。
- 3 To Me CARD 会員限定ポイント受取用仮想口座のメトロポイントは、当該 To Me CARD のクレジットカード番号又は To Me CARD お客様番号が変更となる再発行又は退会 (クレジットカード会社又は券種等を変更する切替発行に伴う退会を含みます。)となった場合は、失効します。

第 12 条

メトロポイントの効力・照会

- 1 メトロポイントは、メトロポイント口座等に記録された時点で有効となります。
- 2 会員は、そのメトロポイント口座に記録されたメトロポイントの履歴及び残高を、東京メトロ所定の方法により、照会することができます。なお、当該照会を行うには、第 3 条に定める会員登録が必要です。
- 3 メトロポイント口座等の記録内容について異議がある場合、会員は、実際の乗車又は利用日から 3 か月以内 (以下「異議申立期間」といいます。)に、東京メトロ所定の方法により、東京メトロに申し出なければなりません。異議申立期間を経過した後は、東京メトロは異議申立てを受け付けないものとします。
- 4 会員又は第三者によるPASMO、To Me CARD 等の不正使用があった場合、不正使用により新たに付与されるメトロポイント及びそのメトロポイントが記録されるメトロポイント口座等の累計メトロポイントは、全て無効とします。

第 13 条

メトロポイントの有効期限

毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までの間にメトロポイント口座等に記録されたメトロポイントは、東京メトロが別に定める場合を除き、翌々年の 3 月末日まで有効です。有効期限を過ぎたメトロポイントは、自動的に失効します。

第 14 条

メトロポイントの利用

- 1 メトロポイント口座に記録されたメトロポイントは、会員本人が、東京メトロ所定の方法により申し込むことで、SFチャージその他の東京メトロが別途定める特典に引換えることができます。なお、申込みの取消しはできません。また、当該申込みを行うには、第 3 条に定める会員登録が必要です。
- 2 メトロポイントは、現金と引換えることはできません。
- 3 複数のメトロポイント口座に記録されたメトロポイントを合算すること及びメトロポイントを他のポイント又はそれに準じるものと合算することはできません。
- 4 メトロポイントを、他の会員へ譲渡することはできません。
- 5 前 2 項の規定は、東京メトロが別に定める場合を除きます。
- 6 メトロポイントのポイントの種別、交換先、移行レート、家族間での移行方法及び利用優先順位等の詳細なポイントの利用方法は、会員サイト、その他の東京メトロが運営するウェブサイト、印刷物等の告知により定めるものとします。

第 15 条

特典の取扱い

- 1 一旦特典に引換えたメトロポイントは、メトロポイントへ戻すことはできません。
- 2 東京メトロは、特典の紛失・盗難等を理由とする特典の再提供及び補償の義務を負いません。
- 3 特典引換え後の取扱いについては、当該特典の利用条件(規約等)に従うものとします。

第 16 条

会員情報の変更

- 1 会員は、第 3 条に定める会員登録により登録した会員情報を、会員の都合により変更する場合、その他登録した会員情報に変更が生じた場合には、会員サイトにおいて、会員情報の変更を行わなければなりません。
- 2 前項の会員情報の変更を行わなかったことにより、必要事項の不達及び本サービスの利用等に何らかの障害又は不利益が生じた場合、東京メトロが債務不履行責任又は不法行為責任を負う場合、東京メトロに故意又は重大な過失がある場合を除いて、東京メトロの賠償責任は会員に現実生じた通常の損害に限りその責を負うものとし、自己が予見すべきであったか否を問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益については責任を負いません。

第 17 条

PASMOの変更登録

- 1 本サービスにPASMOを登録している会員は、本サービスに登録したPASMOの変更を希望する場合及び本サービスに登録した無記名PASMOを紛失した場合、東京メトロが別に定める方法により、PASMOの変更登録を行うものとします。
- 2 前項の変更登録を行わなかったことにより、メトロポイントが付与されなかった場合、東京メトロが債務不履行責任又は不法行為責任を負う場合、東京メトロに故意又は重大な過失がある場合を除いて、東京メトロの賠償責任は会員に現実生じた通常の損害に限りその責を負うものとし、自己が予見すべきであったか否を問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益については責任を負いません。

第 18 条

PASMOの解除

- 1 本サービスにPASMOを登録している会員は、東京メトロが別に定める方法により、本サービスに登録したPASMOを解除することができます。
- 2 本サービスに登録したPASMOが払戻しされた場合、PASMOは解除されます。
- 3 本サービスに登録したPASMOの解除を行っても、会員資格及びポイントは失効しません。

第 19 条

PASMOの再発行

本サービスにPASMOを登録している会員が、本サービスに登録したPASMOの再発行やカード交換を受けた場合、メトロポイント口座のポイントは継続されます。ただし、当該手続きのために本サービスに登録したPASMOが使用できない期間及び再発行又はPASMOカード交換当日のメトロポイントが付与されないことについて、東京メトロが債務不履行責任又は不法行為責任を負う場合、東京メトロに故意又は重大な過失がある場合を除いて、東京メトロの賠償責任は会員に現実生じた通常の損害に限りその責を負うものとし、自己が予見すべきであったか否を問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益については責任を負いません。

第 20 条

To Me CARD の切替登録

- 1 本サービスに To Me CARD を登録している会員は、本サービスに登録した To Me CARD の切替を希望する場合、会員サイトにおいて、To Me CARD の切替登録を行うものとします。
- 2 切替登録の完了後は、切替後の To Me CARD の To Me CARD 会員限定ポイントサービスが適用されます。
- 3 切替登録の完了後一定期間は、切替前の To Me CARD の To Me CARD 会員限定サービスにより To Me CARD 会員限定ポイント受取用仮想口座に付与されるメトロポイントが、メトロポイント口座に自動的に移行されます。
- 4 切替登録によりクレジットカード会社又は券種等が異なる To Me CARD を本サービスに登録することは、1 年間(4 月 1 日から翌年 3 月末日までの間)に 1 回まで行うことができます。ただし、クレジットカード会社及び券種等が同一である To Me CARD に切替登録する場合は、この限りではありません。
- 5 切替登録では、本サービスに登録しているPASMOは変更されません。To Me CARD の切替登録に伴いPASMOの変更を希望する場合は、第 17 条のPASMOの変更登録が必要です。

第 21 条

To Me CARD の登録解除

- 1 本サービスに To Me CARD を登録している会員は、会員サイトにおいて、第 9 条の To Me CARD の本サービスへの登録を解除することができます。
- 2 本サービスに登録した To Me CARD が退会(クレジットカード会社又は券種等を変更する切替発行に伴う退会を含みます。)となった場合、To Me CARD は登録解除されます。
- 3 本サービスに登録した To Me CARD がクレジットカード番号又は To Me CARD お客様番号が変更となる再発行、切替発行となった場合、自動的に再発行前及び切替発行前の To Me CARD は登録解除されます。
- 4 前 3 項による To Me CARD の登録解除後、クレジットカード会社又は券種等が異なる To Me CARD を本サービスに登録することは、1 年間(4 月 1 日から翌年 3 月末日までの間)に 1 回まで行うことができます。
- 5 本サービスに登録した To Me CARD の登録解除がされた場合でも、会員資格及びメトロポイントは失効しません。
- 6 本サービスに登録した To Me CARD の登録解除がされた場合、再度第 9 条の To Me CARD の登録をするまでの間、To Me CARD 会員限定ポイントサービスは利用することはできません。

第 22 条

To Me CARD の再発行・切替発行に伴う登録

再発行後及び切替発行後の To Me CARD を本サービスに登録を行わないことにより、再発行後及び切替発行後の To Me CARD の To Me CARD 会員限定ポイントサービスが適用されないことについて、東京メトロが債務不履行責任又は不法行為責任を負う場合、東京メトロに故意又は重大な過失がある場合を除いて、東京メトロの賠償責任は会員に現実に生じた通常の損害に限りその責を負うものとし、自己が予見すべきであったか否を問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益については責任を負いません。

第 23 条

退会

- 1 会員は、本サービスを随時退会できるものとし、退会に際しては、会員サイトにおいて、退会の手続きをするものとします。
- 2 前項の退会手続きを行うと、会員資格及びポイントは失効します。
- 3 To Me CARD 会員である場合は、To Me CARD の退会手続きも必要となります。

第 24 条

会員資格の喪失

1 東京メトロは、会員が以下のいずれかに該当するとき、会員の資格を停止し又は喪失させ、会員情報を削除することができるものとします。また、東京メトロは、会員が以下の各号のいずれかに該当する疑義があるとき、当該疑義が解消されるまでの間、会員資格を停止することができるものとします。

- (1)前条により退会した場合
- (2)会員が実在せず(死亡した場合を含む)又は虚偽の会員登録があった場合
- (3)本規約又は東京メトロが別に定める約款に違反した場合
- (4)不正利用があった場合
- (5)その他、東京メトロが会員として不適当であると認めた場合

2 会員は、2 年間、第 10 条に規定するメトロポイント付与対象となる東京メトロ線の利用、会員サイト又は券売機へのログインがない場合、当該利用又はログインが最後に行われた日の翌々年度末に会員資格を喪失し、東京メトロが予告なく会員情報を削除することを、承諾します。

3 前項の規定は、To Me CARD 会員には、適用されません。

4 会員資格を喪失した場合、それまでに付与されたメトロポイントは、失効するものとします。なお、いかなる理由があっても失効したポイントの再付与は行いません。

5 会員資格を喪失し、又は会員情報を削除されたことにより会員が損害を被った場合、東京メトロが債務不履行責任又は不法行為責任を負う場合、東京メトロに故意又は重大な過失がある場合を除いて、東京メトロの賠償責任は会員に現実に生じた通常の損害に限りその責を負うものとし、自己が予見すべきであったか否を問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益については責任を負いません。

第 25 条

サービスの中断、休止及び終了

1 東京メトロは、以下のいずれかの場合、本サービスを中断、休止又は終了することができるものとします。

- (1)本サービスの運営・提供に必要な設備の保守・点検を行い又は障害が発生した場合
- (2)その他やむを得ない事情がある場合

2 本サービスを中断、休止又は終了するときは、東京メトロは、あらかじめ会員サイトその他の東京メトロが運営するウェブサイト等で告知するものとします。ただし、緊急に必要となった場合その他やむを得ない事情がある場合には、この限りではありません。

第 26 条

個人情報の取扱い

1 東京メトロは、東京メトロの個人情報保護方針に従い、会員の個人情報を取り扱います。

2 東京メトロは、次の各号に規定する目的のために、会員の個人情報を利用できるものとします。

- (1)本サービスを提供するために必要な会員管理、ポイント管理等業務の実施
- (2)本サービスを提供するために必要な連絡
- (3)本サービスに関する情報及びその他当社の事業活動に関する情報の案内
- (4)懸賞、作品公募等の当選、採用等の通知及び商品の発送に関する対応(宅配便等へ商品等の発送を依頼する場合を含みます。)
- (5)新たな商品・サービスの展開、お客様満足度向上等のための各種アンケート及びモニター等のご依頼
- (6)お客様からのお問い合わせやご意見・ご要望への対応

(7)会員情報及び利用動向を把握・分析して得られた情報に基づく広告配信及び市場調査その他調査研究等への利用

(8) 上記各項目の目的に付帯する事項

3 会員は、東京メトロが会員及び本サービスの利用を希望する者に関する次の各号について、前項に示す利用目的のため必要な保護措置を講じた上で利用することに、同意するものとします。

(1)氏名、性別、住所、電話番号、生年月日、メールアドレス、職業、保護者情報(小児用PASMO利用時に限ります。)等、会員が本サービスの会員登録をする際に届け出た事項及び登録後に届け出た事項(本サービスにPASMOを登録した場合は、PASMOのID番号、定期券情報、購入区間、期間等を含み、To Me CARD を登録した場合は、To Me CARD に入会を申し込む際及び申し込み後に届け出た事項を含みます。)

(2)本サービス会員登録日、メトポお客様番号等、会員と当社の契約に関する事項(本サービスに To Me CARD を登録した場合は、To Me CARD 入会日を含みます。)

(3)会員の本サービスの利用内容(ポイント付与及び利用に関する履歴、登録したPASMOに紐づく当社が取得した改札通過履歴(乗降駅、利用日時、利用金額等)、電子マネー取引履歴(利用日時、利用箇所、利用金額等)及びメトロポイント関連のキャンペーン等への参加履歴等を含みます。)及び電話等での問合せ等により当社が知り得た情報(通話内容を含みます。)

(4)本サービスに To Me CARD を登録した場合は、To Me CARD による取引履歴(利用日時、利用箇所、利用金額等)

4 会員は、東京メトロに対して東京メトロの個人情報保護方針で定める方法により、会員本人に関する個人情報を開示するよう請求できます。

5 東京メトロは、前項の開示請求により、登録内容の不備又は誤り等が判明した場合、速やかにその内容の訂正又は削除に応じるものとします。

6 東京メトロは、会員及び本サービスの利用を希望する者が、本条第 1 項から第 4 項までの内容の全部又は一部を承認できない場合は、会員登録をお断りすることや、退会の手続きをとることがあります。

第 26 条の 2

個人情報の共同利用

当社及びグループ会社は、以下に記載する(1)の個人情報を(3)の利用目的の範囲内で共同して利用します。

(1)共同して利用する個人情報の項目:前条第 3 項に掲げる項目

(2)共同して利用する者の範囲:グループ会社

(<https://www.tokyometro.jp/corporate/profile/group/index.html>)

(3)利用する者の利用目的:前条第2項に掲げる目的の範囲内で関連する業務を行うため

(4)個人情報の管理について責任を有する者:東京メトロ

(<https://www.tokyometro.jp/corporate/profile/outline/index.html>)

第 27 条

個人関連情報の利用

1 東京メトロは、第 1 号に定める本サービスの会員の個人関連情報について、第2号から第4号までに示す利用目的のため、株式会社パスモから当該情報の提供を受けるものとします。東京メトロは当該情報を、本サービスへの登録により取得した会員の個人情報と紐づけて利用し、本サービスを提供することとします。

(1)会員の登録PASMOにおける、SF使用情報(改札通過履歴(乗降駅、利用日時、利用金額等)、定期券購入区間、定期券有効期間等)及び電子マネー取引履歴(利用日時、利用箇所、利用金額等)のうち東京メトロに関わる情報及び再発行等によるPASMO交換情報

(2)会員への本サービスの提供のため

(3)会員情報及び利用動向を把握・分析して得られた情報に基づく広告配信及び市場調査その他調査研究等への利用

(4)懸賞、作品公募等の当選、採用等の通知及び商品の発送に関する対応(宅配便等へ商品等の発送を依頼する場合を含みます。)

2 前項は、PASMOの登録を行っていない会員には適用されません。

第 28 条

業務委託

1 会員は、東京メトロが東京メトロの指定する委託先(以下「指定委託先」といいます。)に対し以下の業務を委託することを、あらかじめ承諾するものとします。

(1)本サービスの問い合わせ受付等を行う業務

(2)会員サイトに関する業務

(3)本サービスの情報処理に関する業務

(4)その他本サービスに関する業務のうち東京メトロが指定した事項

2 会員は、東京メトロが前項の委託業務を追加、変更することがあることを、あらかじめ承諾するものとします。

3 会員は、指定委託先が第 1 項に定める業務を遂行するにあたり必要な範囲で、会員に関する情報を、東京メトロが指定委託先に提供することを、あらかじめ承諾するものとします。

第 29 条

会員の責任

会員は、本サービスの利用及びこれに付帯する行為に際して、故意又は重大な過失によって東京メトロに損害を与えた場合は、これを補償する責任を負います。

第 30 条

免責

以下のいずれかに該当する場合で、東京メトロが債務不履行責任又は不法行為責任を負う場合、東京メトロに故意又は重大な過失がある場合を除いて、東京メトロの賠償責任は会員に現実に生じた通常の損害に限りその責を負うものとし、自己が予見すべきであったか否を問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益については責任を負いません。

(1)メトポお客様番号や各種パスワードの紛失、盗難等により、第三者がメトロポイントを不正に利用した場合

(2)特典の盗難等により、特典が利用されなかった場合

(3)本サービスの運営・提供に必要な設備の保守・点検を行ったこと、又は障害が発生したこと、又はその他やむを得ない事情が生じたことにより、本サービスの提供が中断、休止又は廃止された場合

(4)PASMOの利用に関するサービスの中断、休止又は廃止並びに改札機等の障害や輸送障害、又は電子マネー端末の障害等により、やむを得ずPASMOが利用できないことによって、当該利用に対するメトロポイント付与、メトロポイントのSFチャージ又はそのSFの利用が出来ない場合

(5)その他、本サービスに関して会員が損害を被った場合

第 31 条

本規約等の変更

1 会員は、経済状況の変動や法令改正その他の事情により本規約を変更する必要がある場合には、東京メトロが

本規約を変更することがあることを、承諾するものとします。

2 東京メトロは、本規約の一部若しくは全てを変更する場合は、関係法令に基づいて対応するものとします。

3 前 2 項の変更後、会員が本サービスを利用したときは、東京メトロは、会員が当該変更内容に同意したものとみなします。

4 会員サイトその他の東京メトロが運営するウェブサイト、印刷物等に記載された最新の規約内容及び告知内容は、すべて従前の規約及び告知に、優先するものとなります。

第 32 条

準拠法、専属的合意管轄裁判所

1 本規約は、日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。

2 本サービスに関連して、東京メトロと会員又は本サービスの利用を希望する者との間に生じる一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

第 1 条

施行日

この規約は、2024 年 4 月 15 日から施行します。ただし、第 10 条第 4 項、第 14 条第 6 項及び第 25 条第 2 項の改訂規定は 2024 年 8 月 1 日から施行し、第 2 条第 15 項、第 9 条第 4 項、第 11 条第 2 項第 3 項、第 20 条第 4 項第 5 項、第 21 条、第 22 条、第 26 条第 3 項及び第 27 条第 1 項第 1 号第 3 号第 4 号は 2026 年 3 月 19 日から施行します。

第 2 条

移行措置

1 本規約の 2024 年 4 月 15 日改定施行時点で To Me CARD 会員である者(以下「移行 To Me CARD 会員」といいます。)は、本規約に同意することで、自動的に本規約の定める会員となり、本規約の適用を受けるものとします。

2 移行 To Me CARD 会員は、改定前のPASMOの登録状態及びメトロポイントを引継ぎます。ただし、本サービス及び To Me CARD 会員限定ポイントサービスを利用するには、第 3 条の会員登録及び第 9 条の To Me CARD の登録が必要となり、その手続が完了するまで、PASMOの登録・変更、メトロポイントの照会・利用等が制限されます。